

遠賀郡内商工会広域体制協議会

令和元年 10 月 1 日から、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週 2 回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけではなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

日時・場所：6 月 18 日 14 時～16 時

遠賀町中央公民館 視聴覚室

参加費無料

(遠賀町今古賀 513 293-1355)



～説明会内容～

○制度の概要、準備事項、請求書等の記載方法の変更内容

○軽減税率制度対策補助金の説明

講師：九州北部税理士会 芦屋町商工会専担税理士 澤田 一弘 氏

※補助金を受給するためには令和元年 9 月 30 にまでにレジの導入・システム改修を終え、支払いが完了している必要があります。

申込先 水巻町商工会 FAX202-9699

＜お問合せ＞水巻町商工会 ☎201-7551

事業所名		受講者名	
------	--	------	--